

長野県地域防災計画

震災対策編

令和 6 年度修正

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第1節 計画作成の趣旨	第1節 計画作成の趣旨	
<p>4 長野県強靭化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等 (略)</p> <p>5 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等 <u>長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。</u> <u>このため、県民、県、市町村及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、5つの重点項目である、</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所TKBを実践する等、避難生活の“質”的な更なる改善を図る。</u></p> <p class="list-item-l1">(4) <u>平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。</u></p> <p class="list-item-l1">(5) <u>プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。</u></p> <p><u>を踏まえ、10の具体的なアクションを中心に地震防災対策の推進を図るものとする。</u></p>	<p>4 長野県強靭化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等 (略)</p> <p>5 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等 <u>（新設）</u></p>	長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた地震防災対策を実施する旨を追記

新	旧	修正理由・備考																																				
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(中略)</td></tr> <tr> <td>(10)電力会社</td><td>(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(以下略)</td></tr> </tbody> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(中略)</td></tr> <tr> <td>(6)放送事業者</td><td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr> <tr> <td>(7)長野県情報ネットワーク協会</td><td><u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(以下略)</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(中略)		(10)電力会社	(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	(以下略)		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(中略)		(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7)長野県情報ネットワーク協会	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(以下略)		<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(中略)</td></tr> <tr> <td>(10)電力会社</td><td>(中部電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(以下略)</td></tr> </tbody> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(中略)</td></tr> <tr> <td>(6)放送事業者</td><td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr> <tr> <td>(7)長野県情報ネットワーク協会</td><td><u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(以下略)</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(中略)		(10)電力会社	(中部電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	(以下略)		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(中略)		(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7)長野県情報ネットワーク協会	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(以下略)		<p>風水害対策編と記載内容の統一</p> <p>文言の修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(中略)																																						
(10)電力会社	(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。																																					
(以下略)																																						
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(中略)																																						
(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																					
(7)長野県情報ネットワーク協会	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																					
(以下略)																																						
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(中略)																																						
(10)電力会社	(中部電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。																																					
(以下略)																																						
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(中略)																																						
(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																					
(7)長野県情報ネットワーク協会	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																					
(以下略)																																						

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>目視、撮影等により情報を収集するため、航空機、無人航空機等の効果的な運用を推進する。(全部局)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(キ) 情報を一元的に収集伝達する「<u>長野県</u>防災情報システム」の効果的運用を推進する。(危機管理部)</p> <p>(ク) 「<u>長野県</u>防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化を図る。</p> <p>(ケ) <u>国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)</u></p> <p>(コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求める。(危機管理部)</p> <p>(カ) 「<u>長野県地震被害予測システム</u>」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努める。</p> <p>(キ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 「<u>長野県</u>防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。</p> <p>(オ) <u>国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u></p> <p>(カ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、震災時を想定した</u></p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。(警察本部)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」の効果的運用を推進する。(危機管理部)</p> <p>(ク) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求める。(危機管理部)</p> <p>(コ) 「<u>長野県地震被害予測システム</u>」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努める。</p> <p>(サ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 震災時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文言の追記</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全モバイルシステム</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。</p> <p><u>(エ) 通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、震災時を想定した非常通信訓練を行う。</u></p> <p><u>(オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(キ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。</u>また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</p>	<p>(エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE（P S - L T E）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE（P S - L T E）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(カ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。</u>また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</p>	<p>風水害対策編と記載の統一</p>
--	---	---------------------

新	旧	修正理由・備考
第5節 救助・救急・医療計画	第5節 救助・救急・医療計画	
第1 基本方針 <p>地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。</p> <p>また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した県1か所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1か所以上の地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p>	第1 基本方針 <p>地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。</p> <p>また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した県1力所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所以上の地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p>	字句の修正
第2 主な取組み <p>4 消防署所の耐震診断等を実施促進、<u>病院</u>の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る</p> <p>(略)</p>	第2 主な取組み <p>4 消防署所の耐震診断等を実施促進、<u>災害拠点病院</u>の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る</p> <p>(略)</p>	災害拠点病院に特化していたものを病院に拡大
第3 計画の内容 <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和5年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車<u>120</u>台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車<u>99.2</u>%である。</p> <p>これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p> <p>(エ) <u>大規模地震など、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u></p>	<p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和4年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車<u>119</u>台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車<u>98.3</u>%である。</p> <p>これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p> <p>(新設)</p>	時点更新 国の大規模地震等に対応する消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。 国の防災基本計画に合わせた修正

<p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・<u>災害支援ナース</u>(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)等の充実強化や実践的な訓練、ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 消防及び医療機関耐震化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。</p> <p>また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検・整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。</p> <p>県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるもの多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。</p> <p><u>厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが、必要である。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>病院</u>の耐震構造の強化を推進する。(健康福祉部)</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・<u>災害時小児周産期リエゾン</u>(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)等の充実強化や実践的な訓練、ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 消防及び医療機関耐震化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。</p> <p>また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検・整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。</p> <p>県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるもの多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。</p> <p><u>厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが、必要である。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>地域災害医療センター</u>の耐震構造の強化を推進する。(健康福祉部)</p>	<p>活動実態に合わせた修正及び国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>災害拠点病院の耐震化は終了していることから、災害拠点病院以外の病院の耐震化も図るよう修正</p> <p>表現の修正</p>
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
第10節 避難の受入活動計画	第10節 避難の受入活動計画	
<p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせた修正

<p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p>(略)</p>	
<p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p>	<p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p>	
<p>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第<u>16</u>節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</p> <p>(キ) <u>避難所が円滑に開設されるよう、好事例の展開や研修の実施等、必要な支援に努めるものとする。(危機管理部)</u></p>	<p>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第<u>17</u>節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>円滑な避難所開設の為の支援の取組を追記</p>
<p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するためには、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第<u>16</u>節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、</p>	<p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、<u>必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第<u>17</u>節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、L Pガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</u></p> <p><u>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部)</p> <p>(ア) <u>保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、市町村とともに検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとする。</u></p>	<p>慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、L Pガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u></p> <p>ア <u>在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>イ <u>親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市町村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。</u></p>
--	--

(略) イ【市町村が実施する対策】 <u>(ア) 保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。</u> <u>(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>	(略) イ【市町村が実施する対策】 <u>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</u>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
第18節 上水道施設災害予防計画	第18節 上水道施設災害予防計画	
第2 主な取組み 老朽施設の更新、耐震化及び改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。	第2 主な取組み 老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。	文言の追加
第3 計画の内容 2 実施計画 ア【県が実施する計画】(環境部) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新、施設の安全性の確保及び耐震化等に関する指導を行う。	第3 計画の内容 2 実施計画 ア【県が実施する計画】(環境部) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。	

新	旧	修正理由・備考
第19節 下水道施設等災害予防計画	第19節 下水道施設等災害予防計画	
<p>第1 基本方針</p> <p>下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。</p> <p>このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築・<u>耐震化</u>を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。</p> <p>また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。</p> <p>このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。</p> <p>また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p>	施設の耐震化について追記
<p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築、<u>耐震化</u>を実施する。 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 3 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。 4 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。 	<p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 3 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。 4 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。 	
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 新耐震基準に基づく施設整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んでいるものがある。</p> <p>このため、既存施設の<u>耐震化を計画的に進める</u>。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（環境部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、<u>耐震化を計画的に進める</u>ものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 新耐震基準に基づく施設整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んでいるものがある。</p> <p>このため、既存施設の<u>調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設に当たっては、耐震対策を講ずる必要がある</u>。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（環境部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、<u>必要に応じて補強等の対策を講ずるものとする</u>。</p> <p>イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、<u>土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずるものとする</u>。</p>	表現の整理
(略)	(略)	

<p>4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。</p> <p>下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するために、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（環境部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。</p> <p>また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。</p>	<p>4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。</p> <p>下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するために、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（環境部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。</p> <p>また、<u>必要に応じて</u>台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。</p>	文言の削除
---	--	-------

新	旧	修正理由・備考
第20節 通信・放送施設災害予防計画	第20節 通信・放送施設災害予防計画	
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器<u>の整備・耐震化を図るものとする</u>。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。</p> <p><u>イ</u> 非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、<u>地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする</u>。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施するものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器<u>を整備する</u>。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。</p> <p><u>また、</u> 非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和<u>6</u>年4月1日現在、土砂災害警戒区域（地すべり）は1,520区域、地すべり危険箇所は732箇所（林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(略)</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和<u>6</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,739</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,660</u>箇所である。</p>	<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和<u>5</u>年4月1日現在、土砂災害警戒区域（地すべり）は1,520区域、地すべり危険箇所は732箇所（林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(略)</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和<u>4</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,727箇所、崩壊土砂流出危険地区4,645箇所である。</p>	時点更新

新	旧	修正理由・備考
<p>第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】<u>(県民文化部)</u> 各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市町村<u>文化財所管部局</u>を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p>	<p>第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】<u>(教育委員会)</u> <u>教育委員会は</u>、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市町村<u>教育委員会</u>を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p>	組織改正による修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第26節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の震災に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）</p> <p>(エ) 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。（地方整備局）</p> <p>(オ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。 日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。（東日本高速道路株、中日本高速道路株）</p> <p>(カ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。（東日本高速道路株、中日本高速道路株）</p> <p>(キ) 地震災害等に備え防災訓練を実施するものとする。（東日本高速道路株、中日本高速道路株）</p>	<p style="text-align: center;">第26節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の震災に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(エ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。 日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。（東日本高速道路株、中日本高速道路株）</p> <p>(オ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。（東日本高速道路株、中日本高速道路株）</p> <p>(カ) 地震災害等に備え防災訓練を実施するものとする。（東日本高速道路株、中日本高速道路株）</p>	緊急輸送道路の見直しに伴い修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>ア 管理の基本となる県全体の「ため池データベース」を管理し、<u>随時</u>更新する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】</p> <p>ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」<u>の</u>変更が生じた場合は、県に報告するものとする。</p>	<p>第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>ア 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、<u>毎年度</u>更新する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】</p> <p>ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」<u>を整備し</u>、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。</p>	管理方法の変更に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p style="color: red;">なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>v 平常時から住民が実施し得る、家具の固定、消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>(中略)</p> <p>(ク) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>v 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>(中略)</p> <p>(ク) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 県（本庁）の実施事項</p> <p>g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により<u>必要な職員を速やかに派遣する。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p>	<p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 県（本庁）の実施事項</p> <p>g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により<u>派遣の要否を決定する。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>他箇所との記載内容の統一</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
第3節 広域相互応援活動	第3節 広域相互応援活動	
<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、関係各部局）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>　a 県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p>　b <u>県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全序的な対応を行うものとする。</u></p> <p>　c <u>県及び市町村は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となって的確</u></p>	<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、関係各部局）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>　県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動するものとする。</p>	
		国の防災基本計画に合わせて修正
		他県被災時の県の支援体制を明確化

<p><u>な支援を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】</p> <p>(ア) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」(資料編参照)に基づき支援を行うものとする。</p> <p>(イ) 主な支援内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被災県等への職員派遣及び物資の提供 b 被災者の受入及び施設の提供 <ul style="list-style-type: none"> (a) 県内医療機関での傷病者の受入 (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供 c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援 <p>(略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（危機管理部、関係各部局）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>ア 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</p> <p>イ 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</p> <p>ウ 県及び市町村は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】</p> <p><u>(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって的確な支援を行うものとする。</u></p> <p>(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」(資料編参照)に基づき支援を行うものとする。</p> <p>(カ) 主な支援内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被災県等への職員派遣及び物資の提供 b 被災者の受入及び施設の提供 <ul style="list-style-type: none"> (a) 県内医療機関での傷病者の受入 (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供 c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援 <p>(略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（危機管理部、関係各部局）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</p> <p>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第10節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、<u>道路啓開計画に基づき</u>建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。</p>	<p>第10節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。</p>	道路啓開計画の策定に基づき修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告等により、避難所の開設状況や在宅・車中泊避難者等への支援状況を把握し、国〔内閣府〕と共有するとともに市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。(危機管理部、健康福祉部)</p> <p>(カ) 在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、市町村と協力し、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。(危機管理部、健康福祉部)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮 b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供 c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置 d 入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保 e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握 (a) パーティション等によるプライバシーの確保状況 (b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況 (c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度 (d) 洗濯等の頻度 (e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 (f) 暑さ・寒さ対策の必要性 	<p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握し、国〔内閣府〕と共有するとともに市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、パーティションの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

<p>(g) 食料の確保、配食等の状況 (h) し尿及びごみの処理状況 f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</p> <p>(サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>b 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。</p> <p>c 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>d 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努めるものとする。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣 (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>e 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>f 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(ト) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に関する情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p>(ナ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うため</p>	<p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努めるものとする。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣 (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	性的マイノリティの方への配慮を追記 国防災基本計画に合わせて修正
---	--	-------------------------------------

<p><u>のスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(二) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ヌ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p><u>(ネ) 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（建設部）</p> <p>a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>やブルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>	<p><u>(ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ナ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p><u>(ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（建設部）</p> <p>a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>
--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>イ【国が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、<u>被災状況調査を実施する場合には</u>へり、<u>無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等</u>を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊<u>や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>イ【国が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場<u>において活動を</u>実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を実施するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(イ) 市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p>なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(県民文化部)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市町村文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(イ) 市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(教育委員会)</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>組織改正による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p> <p>また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、<u>被災状況調査を実施する場合には</u>ヘリ、<u>無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等</u>を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊<u>や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を実施するものとする。(地方整備局)</p>	<p>第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を実施するものとする。(地方整備局)</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考								
第3節 情報の収集伝達計画 第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>報告ルート</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の営業状況 <u>(削除)</u> (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部) (危機管理部)</td><td>金融機関－長野財務事務所－県警戒本部 (危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部) (農政部)</td></tr> </tbody> </table>	調査事項	報告ルート	金融機関の営業状況 <u>(削除)</u> (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部) (危機管理部)	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部 (危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部) (農政部)	第3節 情報収集伝達計画 第2 応急対策実施状況等の収集伝達 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>報告ルート</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の営業状況</td><td>金融機関－長野財務事務所－県警戒本部 (危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)</td></tr> </tbody> </table>	調査事項	報告ルート	金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部 (危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)	脱字の修正 実態に即した修正
調査事項	報告ルート									
金融機関の営業状況 <u>(削除)</u> (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部) (危機管理部)	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部 (危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部) (農政部)									
調査事項	報告ルート									
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部 (危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)									

新	旧	修正理由・備考								
<p>第3節 情報の収集伝達計画</p> <p>第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>報告ルート</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の営業状況 (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(削除)</u> (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)</td><td>金融機関－長野財務事務所－県警戒本部(危機管理部)</td></tr> </tbody> </table>	調査事項	報告ルート	金融機関の営業状況 (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(削除)</u> (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部(危機管理部)	<p>第3節 情報の収集伝達計画</p> <p>第2 応急対策実施状況等の収集伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>報告ルート</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の営業状況 (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)</td><td>金融機関－長野財務事務所－県警戒本部(危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)</td></tr> </tbody> </table>	調査事項	報告ルート	金融機関の営業状況 (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部(危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)	実態に即した修正
調査事項	報告ルート									
金融機関の営業状況 (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(削除)</u> (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部(危機管理部)									
調査事項	報告ルート									
金融機関の営業状況 (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部(危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)									